

秋田県同行援護従業者養成研修事業実施要綱

1 目的

この要綱は、「指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」（平成18年9月29日厚生労働省告示第538号。以下「告示」という。）の規定に基づき秋田県又は秋田県が指定する事業者が行う同行援護従業者養成研修について定め、視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等に対して、外出時において、当該障害者等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排せつ及び食事等の介護その他の当該障害者が外出時に必要な援助に関する知識及び技術を有する同行援護従業者の養成を図ることを目的とする。

2 実施主体

本事業の実施主体は、秋田県又は秋田県が指定する事業者とする。

3 受講対象者

受講対象者は、原則として、同行援護従業者として従事することを希望する者、従事することが確定している者又は既に従事している者とする。

4 研修の内容

研修は、講義及び演習とし、目的、受講対象者、研修時間及びカリキュラムは、次のとおりとする。

（1）目的

視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等に対して、外出時に、当該障害者等に同行して、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排せつ及び食事等の介護その他の当該障害者が外出する際に必要な援助を行うために必要な知識及び技術を習得すること

（2）研修時間

一般課程 28時間（科目の免除対象者は19時間）

応用課程 6時間

（3）カリキュラム

別紙「同行援護従業者養成研修カリキュラム」のとおり

5 研修の方法

研修は、講義及び演習により行うものとする。

6 科目の免除

盲ろう者向け通訳・介助員養成研修の修了者については、別紙「同行援護従業者養成研修カリキュラム」のとおり、一般課程の一部科目の受講を免除する。

7 履修期間

各課程の研修期間については、次のとおりとする。

- (1) 一般課程の修了認定のための履修期間は、3ヵ月以内とする。ただし、受講生に病気等のやむを得ない事情がある場合については、5ヵ月以内とする。
- (2) 応用課程の修了認定のための履修期間は、1ヵ月以内とする。ただし、受講生に病気等のやむを得ない事情がある場合については、2ヵ月以内とする。
- (3) 一般課程と応用課程を同時並行的に実施する場合の履修期間は、原則3ヵ月以内とする。ただし、受講生に病気等のやむを得ない事情がある場合については、6ヵ月以内とする。

8 修了の認定

事業の実施主体は、全科目を履修した者に対して修了の認定を行い、修了の認定を行った者に対して、別記様式による修了証明書及び修了証明書（携帯用）を交付するものとする。

9 名簿の管理

- (1) 事業の実施主体は、カリキュラムに定める全科目を履修し修了証明書を交付する者について、修了証明書番号、修了年月日、氏名、生年月日等必要事項を記載した名簿を作成し管理するとともに、指定養成事業者にあつては知事に当該名簿を提出するものとする。
- (2) 知事は、事業の実施主体から提出された名簿を適正に管理するものとする。

10 研修の教材

教材は、各課程のカリキュラム内容を網羅し、研修を効果的に実施できるものを使用するものとする。

また、テキストに加え、副読本の活用や視覚教材の活用を図るものとする。

11 事業者の指定

知事は、秋田県内において、同行援護従業者養成研修について、事業者の指定を行うこととする。なお、指定について必要な事項は、本要綱に定めるもののほか別途定める。

附則 この要綱は、平成26年8月19日から施行する。

附則 1 この要綱は、令和7年2月1日から施行し、令和7年4月1日以降に実施する研修事業から適用する。

2 この要綱の施行の際、旧要綱に基づき現に指定の申請又は届出が行われているものについては、この要綱の形式に基づく申請又は届出があつたものとみなす。

3 この要綱の施行の際に、現に実施されている研修事業については、なお従前の例によることができるものとする。